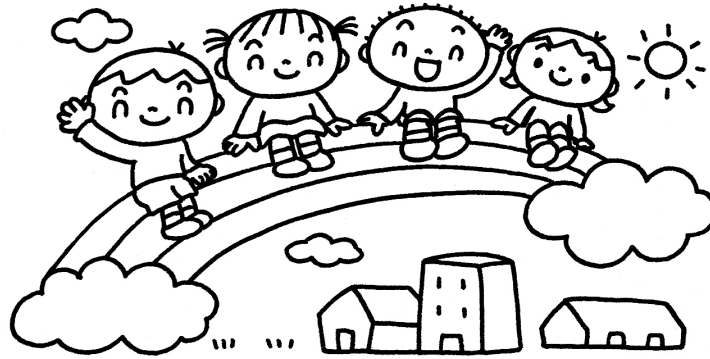


幼児教育・保育無償化のための手続き案内



3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもたちの保育料が無償化されます。
(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。)

無償化の対象について

無償化の制度では、利用されている施設や世帯の状況によって、以下のとおり、取扱いが異なります。

| 施設等の種類 | 保育の必要性の認定 | 対象者(注1) | 無償化上限額(月額) | 手続きの要・不要 |
|--------------------------|-----------|------------------|---------------------|----------|
| 保育所、認定こども園、地域型保育事業(注2) | あり | ◆ 3歳以上児～ | 全額対象(注3) | 不要 |
| | | ◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児 | 全額対象(注3) | |
| 新制度移行幼稚園、認定こども園(教育時間利用) | なし | ◆ 満3歳～ | 全額対象 | 不要 |
| 国立大学附属幼稚園 | なし | ◆ 満3歳～ | 8,700円 | 必要 |
| 幼稚園、認定こども園(教育時間利用)の預かり保育 | あり | ◆ 3歳以上児～ | 日額450円かつ 11,300円 | 必要 |
| | | ◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児 | 日額450円かつ 16,300円 | |
| 認可外保育施設等(注4)(注5) | あり | ◆ 3歳以上児～ | 37,000円 | 必要 |
| | | ◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児 | 42,000円 | |

※鳥取市内の対象施設は、一覧(5～6ページ)のとおり。

(注1) 3歳以上児とは4月1日時点で3歳となっている児童、満3歳とは3歳となる誕生日の前日を迎えた児童です。

(注2) 地域型保育事業とは、市から認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業です。

(注3) 3歳以上児の延長保育料、給食費は、無償化の対象外です。0～2歳児の延長保育料は、無償化の対象外です。

(注4) 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

(注5) 認可外保育施設の場合、無償化の対象となるのは国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たす施設のみとなります。現在、基準を満たす施設であっても、指導監督等により基準を満たさない施設となった場合は、無償化の対象外となりますのでご注意ください。

無償化の範囲について

幼児教育・保育無償化の制度においては、延長保育料、通園送迎費、給食費、行事費などが対象外経費となります。対象外経費となる金額の詳細については、各施設へお尋ねください。

なお、保育所、幼稚園、認定こども園を利用する児童については、低所得世帯（年収360万円未満）、多子世帯（第3子以降）に係る副食費の支払免除又は助成の制度により、給食費の負担が軽減されます。

認定にかかる申請時期について

幼児教育・保育無償化のための施設等利用給付認定の申請については、入園予定日または認定希望日の属する月の2か月前から入園予定日または認定希望日の間で、受付を行います（ただし、4月1日からの入園・認定希望の場合は、前年の10月下旬から受付を行います）。前記の期間に申請が間に合わない場合については、認定日が遅れることとなりますので、ご注意ください。

また、申請書の提出先は、以下のとおり。

| 施設等の種類 | 申請書類の配布場所（注1） | 受付場所（提出先） | 郵送による申請の可否（注2） |
|-----------|---------------|------------|----------------|
| 認定こども園 | 各園又は幼児保育課 | 各園又は幼児保育課 | × |
| 新制度移行幼稚園 | 各園又は幼児保育課 | 各園又は幼児保育課 | × |
| 国立大学附属幼稚園 | 幼稚園又は幼児保育課 | 幼稚園又は幼児保育課 | × |
| 認可外保育施設等 | 幼児保育課 | 幼児保育課 | ○ |
| 上記以外 | 幼児保育課 | 幼児保育課 | ○ |

（注1）申請書類は、鳥取市公式ホームページからダウンロードした様式により作成することも可能です。

（注2）上記受付場所のほか、郵送による提出も可能です。郵送の場合の提出先は、

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市健康こども部こども家庭局幼児保育課 行
です。

なお、郵送の場合は、到達日で受付日を判定しますので、余裕をもってご提出ください。

無償化のための認定区分について

幼児教育・保育無償化のための施設等利用給付の認定区分については、以下のとおりです。

〔認定区分〕

| 認定区分（注1） | 対象となる子ども（注2） | 利用する施設 |
|----------|---|---------------------|
| 新1号認定 | 新2号認定、新3号認定に該当しない子ども | 国立大学附属幼稚園 |
| 新2号認定 | 3～5歳児で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども | 幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等 |
| 新3号認定 | 0～2歳児で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする住民税非課税世帯の子ども | |

（注1）無償化のための施設等利用給付認定は、従来からの教育・保育給付認定と区別するため、本案内の説明においては「新〇号認定」の表記を使用しています。

（注2）年齢は、4月1日時点の年齢で区分します。

保育を必要とする事由に該当する場合（認定事由）

新2号・新3号の認定を受けるためには、児童の保護者等が次の事項のいずれかに該当しなければなりません。

| | 事由 | 内容 | 認定期間 |
|----|---------------------|--|--|
| 1 | 就労 | <u>月64時間以上</u> の就労を常態としている場合 | 最長で小学校就学前まで |
| 2 | 求職活動 | 保護者等が求職活動中の場合（起業準備を含む） | <u>認定後90日後の月末まで</u> |
| 3 | 妊娠・出産 | 母親が妊娠中又は出産後間もない期間にある場合 | <u>出産予定日の8週間前の日の月初めから、出産日から8週間経過する日の月末まで</u> |
| 4 | 障がい | 保護者が精神又は身体等に障がいを有している場合 | 最長で小学校就学前まで |
| 5 | 疾病又は負傷 | 保護者が疾病又は負傷している場合 | 療養の必要がなくなるまで |
| 6 | 介護・看護 | 長期にわたり疾病の常態にある、又は精神もしくは身体等に障がいを有する同居家族を介護する場合 | 看護・介護の必要がなくなるまで |
| 7 | 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 | 災害復旧が終了するまで |
| 8 | 就学 | 保護者が大学・職業訓練校等に在学（ <u>月64時間以上</u> の就学）している場合 | 卒業月の月末まで |
| 9 | 【原則、認定変更のみ】 育児休業 | すでに認定を受けている児童の保護者が令和8年4月1日以降に育児休業を取得し、認定を変更する場合 ※育児休業の認定を受ける以前に利用している施設を引き続き利用する場合の認定変更のみ可能 | <u>最長で出産後2年間</u> （ただし、すでに認定を受けている児童が就学前（年長児）である場合、出産後2年を経過した後についても継続認定可能） |
| 10 | その他 | 上記に類する状態にあると市長が認める場合 | — |

認定申請に必要な書類

〔新1号認定に必要な書類〕

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第1号）
2. 個人番号（マイナンバー）申告書

【個人番号申告の注意事項】

※園を経由して提出する場合は、添付書類（申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類）の写しを添付し、封筒に封入し、封緘すること。

※市役所窓口へ提出する場合は、申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

〔新2、3号認定に必要な書類〕

○国立大学附属幼稚園の利用

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）
2. 個人番号（マイナンバー）申告書

【個人番号申告の注意事項】

※園を経由して提出する場合は、添付書類（申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類）の写しを添付し、封筒に封入し、封緘すること。

※市役所窓口へ提出する場合は、申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

3. 住民税の課税状況がわかるもの（新3号認定の場合で住民税の賦課期日現在に市外在住の場合のみ）

4. 保育ができないことを証明する書類

児童の保護者の就労証明書等、別紙「保育ができないことを証明する書類について」に記載する内容に応じた各種証明書類の添付が必要となります。

5. ひとり親であることが分かる書類（該当者のみ）

「児童扶養手当証書の写し」、「ひとり親医療証の写し」、「戸籍謄本の原本」いずれか1つ

○新制度移行幼稚園及び認定こども園の利用（預かり保育）

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）

2. 個人番号（マイナンバー）申告書

申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

3. 住民税の課税状況がわかるもの（新3号認定の場合で住民税の賦課期日現在に市外在住の場合のみ）

4. 保育ができないことを証明する書類

児童の保護者の就労証明書等、別紙「保育ができないことを証明する書類について」に記載する内容に応じた各種証明書類の添付が必要となります。

5. ひとり親であることが分かる書類（該当者のみ）

「児童扶養手当証書の写し」、「ひとり親医療証の写し」、「戸籍謄本の原本」いずれか1つ

○認可外保育施設等の利用

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）

2. 個人番号（マイナンバー）申告書

申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

3. 住民税の課税状況がわかるもの（新3号認定の場合で住民税の賦課期日現在に市外在住の場合のみ）

4. 保育ができないことを証明する書類

児童の保護者の就労証明書等、別紙「保育ができないことを証明する書類について」に記載する内容に応じた各種証明書類の添付が必要となります。

5. ひとり親であることが分かる書類（該当者のみ）

「児童扶養手当証書の写し」、「ひとり親医療証の写し」、「戸籍謄本の原本」いずれか1つ

6. 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

認定申請に際しての注意事項

- ◇ 申請書、添付書類等に不備がある場合は、必要な書類が揃うまで受付・認定はできません。（郵送による申請の場合等、特にご注意ください。）
- ◇ 提出された書類の記載内容に虚偽があると判明したときは、認定を取り消すとともに、給付費の返還を求める場合があります。
- ◇ 育児休業中の方は、休業の期間中「家庭で保育ができる」ことから、「保育が必要な事由」には該当しないため、新規の認定申請はできません。
- ◇ 申請書に記載の内容に変更が生じた場合（住所・世帯の状況・認定事由・就労先など）は、変更届の提出が必要です。また、新2、3号認定においては、就労状況等に係る現況の確認（現況届）を毎年、実施します。
- ◇ 認定には、児童および保護者が市内に居住している必要があります。市外に転出した場合には、認定が取り消されることとなりますので、転出先の自治体で、再度申請を行ってください。

【認可保育所】

| 区分 | 園名 | 電話 | 所在地 | 教育・保育給付認定 | | | 施設等利用給付認定 | | |
|----------|--------------|--------------|---------|-----------|-------|-------|-----------|------|-------|
| | | | | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 |
| 公立 | 賀露保育園 | 0857-28-1344 | 賀露町北二丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 美保保育園 | 0857-22-6291 | 吉成二丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | みたちから保育園 | 0857-22-4245 | 寿町 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 富桑保育園 | 0857-22-6209 | 行徳三丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 倉田保育園 | 0857-53-1373 | 八坂 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 美和保育園 | 0857-53-2645 | 上味野 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 湖南保育園 | 0857-57-0116 | 松原 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 白ゆり保育園 | 0857-22-5712 | 面影一丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 豊実保育園 | 0857-22-4974 | 野坂 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 千代保育園 | 0857-23-7049 | 江津 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | みやこ保育園 | 0857-24-8530 | 国府町中郷 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | さつき保育園 | 0857-24-8529 | 国府町谷 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 福部保育園 | 0857-75-2053 | 福部町海士 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 河原保育園 | 0858-85-2750 | 河原町長瀬 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 西郷保育園 | 0858-85-2633 | 河原町牛戸 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | もちがせ保育園 | 0858-87-3600 | 用瀬町別府 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | ひかり保育園 | 0857-82-0508 | 気高町宝木 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 浜村保育園 | 0857-82-0101 | 気高町八幡 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | こじか保育園 | 0857-84-2251 | 鹿野町鹿野 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | すくすく保育園 | 0857-85-0430 | 青谷町青谷 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| 公設 民営 | 白兔保育園 | 0857-59-1144 | 伏野 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 賀露みどり保育園 | 0857-28-1278 | 賀露町南四丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 浜坂保育園 | 0857-27-7878 | 浜坂六丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | めぐみ保育園 | 0857-27-1310 | 吉方町一丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | とうごう保育園 | 0857-53-1321 | 西今在家 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 浜坂江津クローバー保育園 | 0857-30-7222 | 江津 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |

【地域型保育事業】

| 区分 | 園名 | 電話 | 所在地 | 教育・保育給付認定 | | | 施設等利用給付認定 | | |
|-----|-------------------------|--------------|---------|-----------|-------|-------|-----------|------|-------|
| | | | | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 |
| 小規模 | コモド第一保育園 | 0857-50-1160 | 末広温泉町 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | アートチャイルドケア 湖山くれよん保育園 | 0857-30-5875 | 湖山町北一丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | ニチイキッズ鳥取駅南保育園 | 0857-39-7566 | 興南町 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | コモド第二保育園湖山 | 0857-30-6702 | 湖山町東三丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | ニチイキッズ富安保育園 | 0857-36-8555 | 富安二丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | アートチャイルドケア 北園くれよん保育園 | 0857-30-4351 | 覚寺 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | ニチイキッズ吉成保育園 | 0857-36-9622 | 吉成 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | ひかりのこ保育園 | 0857-30-5425 | 湖山町北六丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | コモド第三保育園瓦町 | 0857-50-0616 | 瓦町 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | ゆりかご保育園 | 0857-28-6806 | 湖山町北五丁目 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |
| | 保育園TOMORU | 0857-32-8517 | 大覚寺 | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |

【認定こども園】

| 区分 | 園名 | 電話 | 所在地 | 教育・保育給付認定 | | | 施設等利用給付認定 | | | |
|-------|---------------|--------------|--------------|-----------|------|-------|-----------|---------|---------|----|
| | | | | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 | |
| 幼保連携型 | さくら幼稚園・さくら保育園 | 0857-23-4818 | 桜谷 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | ひかりこども園 | 0857-28-3101 | 湖山町北三丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 鳥取第四幼稚園 | 0857-51-8780 | 的場 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 鳥取第二幼稚園 | 0857-25-5525 | 西品治 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 稲葉幼稚園・稲葉保育園 | 0857-26-5656 | 滝山 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 鳥取みどり園 | 0857-22-2662 | 立川町五丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | わかば台こども園 | 0857-52-6126 | 若葉台南二丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | こども園かける | 0857-22-5855 | 立川町五丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 鳥取第三幼稚園 | 0857-23-3305 | 浜坂三丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | さとにこども園 | 0857-28-4392 | 里仁 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | むつみこども園 | 0857-22-5004 | 二階町四丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | かんろこども園 | 0857-22-6529 | 立川町六丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | わかばこども園 | 0857-22-2559 | 吉方温泉一丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 大正こども園 | 0857-22-6289 | 徳尾 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 城北こども園 | 0857-54-1911 | 青葉町三丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | こやまこども園 | 0857-28-1573 | 湖山町南一丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | まつほこども園 | 0857-28-0474 | 布勢91-1 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | ついのこども園 | 0857-51-8227 | 津ノ井246-1 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 鳥取あすなろこども園 | 0857-23-3565 | 江津571-2 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | あすなろ久松こども園 | 0857-36-3636 | 東町一丁目208 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | のぞみこども園 | 0857-53-4250 | 数津 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | よねさとこども園 | 0857-53-0411 | 中大路 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 鳥取第一幼稚園 | 0857-22-5502 | 吉方温泉一丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | |
| | 保育所型 | とっとり まなびや園 | 0857-38-3218 | 千代水二丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | | よしなり まなびや園 | 0857-30-6636 | 吉成 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | 幼稚園型 | 鳥取第五幼稚園 | 0857-59-1177 | 美萩野二丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | 地方裁量型 | 認定こども園ばっか | 0858-72-2468 | 吉成二丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | | | | | 必要 | 2号、3号 | 不要 | | | |

【幼稚園】

| 区分 | 園名 | 電話 | 所在地 | 教育・保育給付認定 | | | 施設等利用給付認定 | | |
|-------|-----------|--------------|---------|-----------|---------|-------|-----------|------|-------|
| | | | | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 |
| 新制度移行 | 河原幼稚園 | 0858-85-2750 | 河原町長瀬 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号 | 必要 |
| | 福部未来学園幼稚園 | 0857-75-2146 | 福部町高江 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号 | 必要 |
| | こじか幼稚園 | 0857-84-2251 | 鹿野町鹿野 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号 | 必要 |
| | 鳥取ルーテル幼稚園 | 0857-24-7301 | 元大工町 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号 | 必要 |
| | 愛真幼稚園 | 0857-22-3044 | 西町一丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号 | 必要 |
| | 小さき花園幼稚園 | 0857-26-5141 | 西町一丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新2号 | 必要 |
| 国立 | 鳥取大学附属幼稚園 | 0857-28-0010 | 湖山町北二丁目 | 不要 | 1号 | 不要 | 必要 | 新1号 | 必要 |
| | | | | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 | | | |

【認可外保育施設】

| 区分 | 園名 | 電話 | 所在地 | 教育・保育給付認定 | | | 施設等利用給付認定 | | |
|---------|--------------------------|---------------|-------|-----------|------|-------|-----------|---------|-------|
| | | | | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 | 保育認定 | 認定区分 | 無償化申請 |
| 認可外保育施設 | 鳥取中央病院院内保育所 (キッズルームスマイル) | 0857-50-0115 | 江津 | | | | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | 鳥取医療センターのびのび保育園 | 0857-59-1020 | 三津 | | | | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | 鳥取市立病院内託児所 (なないろキッズ) | 0857-37-1522 | 的場一丁目 | | | | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |
| | ちびっこセンター | 070-6658-3936 | 大杵 | | | | 必要 | 新2号、新3号 | 必要 |

【その他】

| 区分 | 実施場所等 | 教育・保育給付認定 | 施設等利用給付認定 |
|--------|--|--------------|-----------|
| 一時預かり | めぐみ保育園、まつほこども園、とうごう保育園、城北こども園、河原保育園、もちがせ保育園、ひかり保育園、こじか保育園、すくすく保育園 育ちの広場ルリ | | |
| 病児・病後児 | 病児保育室 キッズルーム こぐま | 0857-27-2211 | 末広温泉町 |
| | 病児保育室 とくよし さかえまち | 0857-30-6651 | 栄町 |
| | コモド第三保育園瓦町 | 0857-50-0555 | 瓦町 |
| | にじこーるーム | 0857-37-1577 | 的場一丁目 |
| | 病児保育室 とくよし こやま | 0857-30-6540 | 湖山町東二丁目 |
| ファミサポ | 鳥取ファミリー・サポート・センター(育児型) | 0857-39-2761 | 富安二丁目 |

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園を利用する児童は、無償化の対象にはなりません。

認可外保育施設を利用する児童の場合、無償化上限額(月額)の範囲内で無償化の対象に含めることができます。対象となる場合は、無償化の申請が必要です。

幼児教育・保育無償化に伴う給付費の支払いについて

給付費の支払いについて

幼児教育・保育無償化にかかる給付費の支払い方法及び時期は、利用されている施設等によって請求方法が異なり、以下のとおりとなります。請求開始時期に併せて、所定の請求書様式により、給付費の請求を行ってください。

| 利用されている施設等の種類 | 対象経費 (注1) | 無償化の方法 | 請求の手続き | 請求開始時期 (注2)(注3) |
|---|------------------|---|------------|--------------------|
| 保育所 新制度移行幼稚園 認定こども園 地域型保育事業 | ・保育料 | 保育料が0円と算定され、かかりません。 | 不要 | — |
| 国立大学附属幼稚園 | ・保育料、 入園料 | 償還払い (保護者は、一旦、各施設へ支払し、その実績を市へ請求します。) | 各保護者が行います。 | 四半期ごと (四半期の翌月) |
| 新制度移行幼稚園 認定こども園(教育時間利用) 国立大学附属幼稚園 | ・預かり保育利用料 | 償還払い (保護者は、一旦、各施設へ支払し、その実績を市へ請求します。) | 各保護者が行います。 | 四半期ごと (四半期の翌月) |
| 認可外保育施設 (ちびっこセンター) | ・保育料 | 法定代理受領 (施設が保護者に代わって市へ請求します。) | 各施設が行います。 | 毎月 (翌月請求) |
| | ・その他の利用料 | 償還払い (保護者は、一旦、各施設等へ支払し、その実績を市へ請求します。) | 各保護者が行います。 | 四半期ごと (四半期の翌月) |
| 認可外保育施設 (上記以外) | ・保育料 ・その他の利用料 | 償還払い (保護者は、一旦、各施設等へ支払し、その実績を市へ請求します。) | 各保護者が行います。 | 四半期ごと (四半期の翌月) |

(注1)「その他の利用料」とは、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料です。

現在、鳥取市にある幼稚園・認定こども園・国立大学附属幼稚園に入所し、預かり保育事業を利用している児童の場合、預かり保育事業の利用料が無償化上限額(月額)に達していなくても、「その他の利用料」を合算して請求することはできません。

「その他の利用料」を合算して請求できるケースは、入所し預かり保育事業を利用している施設が

- ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満 または
- ②年間開所日数200日未満 の場合のみですが、現在、①または②に該当する施設は鳥取市にはありません。

①または②に該当する施設かどうかは鳥取市公式ホームページの「幼児教育・保育の無償化の対象施設について(公示)」の「特定子ども・子育て支援施設等一覧」の「預かり保育事業における提供量の基準を満たしているか」で確認できます。「満たしていない」と記載のある施設のみ合算して請求できます。

(注2) 四半期ごとの支払いは、利用月が4～6月分については7月に、7～9月分については10月に、10～12月分については1月に、1～3月分については4月に請求開始となります。

(注3) 市外転出等、認定を取り消した場合等には、上記注2にかかわらず、随時で支払いを行います。

請求書の様式等について

請求書の様式等については、幼児保育課又は各施設より、お渡しします。また、鳥取市公式ホームページへも掲載していますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

鳥取市役所駅南庁舎（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）

鳥取市 健康こども部 こども家庭局 幼児保育課

認定に関すること 入所認定係 0857-30-8457

請求に関すること 施設給付係 0857-30-8238